は予約が必要な場合もあります。

医療機関一覧は検診票に同封しています。医療機関によって

②受けたい検診を実施している医療機関に

問い合わせてください

ンク)でも申し込めます。

医師の指示に従い、必ず受診しましょう。 ★精密検査は、がんを早期発見・早期治療するために重要です。 査(★)を受けましょう。

勤務している

住民税を滞納していない

内に勤務している

区内在勤か、区内在住で都

新宿支店

に勤務している

▼現在の勤務先に6か月以上

仕事支援センター勤労者サー

【問合せ】ぱる新宿(区勤労者:

1:00(3208)31000.

ビス課)☎(3208)231

受けましょう。 定期的に検診を

師の指示に従い、精密検

気になる所見あり

異常なし

います。

【対象】次の全てに該当する方

中小企業(従業員30人以下)

【29年度の利率】年1.6% 間2か月を含む)

[貸付期間] 3年以内

【取扱金融機関】中央労働金庫

時に資金が必要になった際 産、医療、不慮の災害などで臨

住居の移転、冠婚葬祭、出

に、低利で融資を受けられる

けは10万円以上で、10万円単

【貸付限度額】70万円(貸し付

の方は利用できません。

※事業主(自営業の方を含む)

よう金融機関にあっせんして

④後日、医師から受診結果の説明を受けてください

康づくり課・保健センターの窓□で手続 きをすることで、費用が免除されます)。 年度住民税非課税世帯の方は受診前に健

費用は受診時に支払ってください(29 持って受診してください



③問診欄を記入した検診票を

中小企業にお勤めの方へ 福利厚生資金が利用できます

同一世帯内に2名以上の被保 宛てにまとめて郵送します。 険者がいる場合、世帯主の方

4階)☎ (5273)4530. **☎**(5273)3873**△**°

▼保険証は個人カードです。 てください。

保険年金課納付相談係(本庁舎 保険料に滞納がある方は**医療** 73)4146へ。前年度以前の 資格係(本庁舎4階)☎(52 【問合せ】医療保険年金課国保

特別出張所へお早めに届け出

健康保険の資格に変更があっ

た方は医療保険年金課または

新宿消費生活センター(第2分庁舎3階)で は、区内在住・在勤・在学の方を対象に、消費 生活に関する相談をお受けしています。ま 「くらしの情報」の発行、消費生活 に関する各種講座の開催もしています。

トラブル解決に向けてお手伝いします

新宿消費生活センタ

相談場所はいずれも同センター(区役 所第2分庁舎3階)☎ (5273)3830です。 弁護士相談・多重債務特別相談は予約制 です。事前に電話でお申し込みくださ

消費生活センターの相談

◆消費生活相談(電話·来所)

相談電話番号☎(5273)3830

悪質商法のトラブルや解約時の困り ごとなどについて、消費生活相談員が問 題解決のための助言や情報提供をして います。

当事者間で交渉するための助言等を 基本としますが、相談内容が複雑なも の、高齢などで事業者との交渉が困難な 場合は、相談員が解決に向けあっせんし ます。

相談内容は、被害の拡大防止につなげ

るため、個人情報を除き、国民生活センタ ーや全国の消費生活センターなどと情報 共有します。

【相談日時】月~金曜日(祝日等を除く)

▶電話相談…午前9時~午後5時、▶来所 …午前9時~午後4時30分

◆弁護士相談(来所/予約制)

消費生活相談 (左記)後、さらに法律上 の相談等が必要な場合に利用できます。 【相談日時】水曜日(祝日等を除く)午前9 時~12時·午後1時~4時

◆多重債務特別相談(来所/予約制)

弁護士・区の職員等が、債務の整理や整 理後の生活相談を、個別の状況に合わせ てお受けしています。事前に相談員がお 話を伺います。

【相談日時】毎月第4火曜日(祝日等を除 く)午後1時~4時

消費者講座·出前講座 等のご利用を

消費生活センターで は、暮らしに役立つ多彩 なテーマを取り上げて、 区内の消費者団体や事 業者と協力して講座を 開催しています。「広報 しんじゅく」や新宿区ホ ームページでご案内し ています。

また、出前講座とし て、職場・学校・地域の学 習会等へ消費生活相談 員を講師として派遣し、 消費者被害防止につい て解説します。

【問合せ】新宿消費生活センター

3834~

【日時】8月20日(日)午後1時30分~3時30分 「お箸名人ゲーム」、箸の歴史や使い方を学

【持ち物】エプロン、手拭き、お持ちの方は学 童用工作ナイフ

【内容】こんにゃくいもの粉でこんにゃく

【持ち物】エプロン、三角巾、手拭き

……〈以下共通〉…… 【会場】新宿消費生活センター分館(高田馬

【対象】区内在住の小学生と保護者、①は12

組、②は16名 【申込み】往復はがきに4面記入例のほかお 子さんの氏名・学年を記入し、①は8月7日 (必着)までに新宿区消費者団体連絡会、② は8月5日(必着)までに新宿区消費生活モ ニターOB会(いずれも〒169-0075高田 馬場1-32-10、新宿消費生活センター分

悪質商法被害防止ネットワークが地域の安全を見守っています

関等と協力し、「悪質商法被害防止ネットワーク」を構築 あっせんなどをします。 しています。ネットワークでは、高齢者や障害者の生活 付いた悪質商法を新宿消費生活センターに通報します。 るとともに、被害の拡大防止と救済につなげています。

新宿消費生活センターは、区内の介護事業者や相談機 センターは被害情報の周知・注意喚起やトラブル解決の

このネットワークによる通報・連携態勢で、悪質商法に に密着したサービスを提供する事業者等が、業務中に気 狙われやすい高齢者などの被害の防止や早期発見を図

診係(第2分庁舎分館1 【問合せ】健康づくり課健

診の受診方法をお知らせし

面に引き続き、がん検

国民健康保険証の一斉更新

お送りしています。検診票をお持ちでない方は、電話で健康づ 歳以上の方には4月に、▼16歳~74歳の方には5月に検診票を ①受診には区のがん検診票が必要です 26年度以降に区の健康診査・がん検診を受診した方で、▼75 **1** (5273)3930√° 階)☆(5273)4207: ##29E 6A1B0*5 ##29E 5A1B0*5 ##29E 6A1B0*5 ##29E 5A1B0*6 平成30年 3月末まで -0:788で =

日全 R 報 ■日記外担及下数 のカメール 【健康診査・がん検診のご案内 がん検診(の名の記念の)

請(新宿区ホームページからリ 診査・がん検診のご案内」ととも 窓口やインターネットの電子申 に郵送します。健康づくり課の **ターへ請求してください。「健康** くり課健診係または保健セン

がある場合は、期限の短い保 前年度以前の保険料に滞納

25日 金現在の国民健康保険資 ▼新しい保険証は、29年8月 書を交付する場合がありま 険証または被保険者資格証明

格情報・住民登録情報を基に

張所へ、就職・退職などで国民 作成します。住所が変わった 方は戸籍住民課または特別出

【手続きの期間】8月10日休ま 方は手続きできません。

消費生活に関する相談はお任せください!

あっても、実際に住んでいな

面等が必要です。住民登録が のや、事情を明らかにする書

付先を変更できる場合があり い。事前に手続きをすると、送 んでいることが確認できるも ます。保険証に記載の住所に住 取り方法をご相談くださ

りが難しい方は、保険証の受 別な事情で書留郵便の受け取入院や住居建て替え等の特

10月1日印からは新しい保険 証をご使用ください。 ります。

月30日出までに新しい保険証 を簡易書留郵便で発送します。 保険証をお持ちの世帯には、9 効期限が平成29年9月30日の

ため郵便受けに投かんされま せん。直接受け取る必要があ 新しい保険証は書留郵便の

にご自宅を不在にする方へ

新しい保険証の送付時期

● 9月30日までに 月から新しい保険証になります

新しい保険証を発送します

2年ごとの一斉更新です。有

①食事をたのしむお箸生活

● 消費生活センター委託講座

【内容】マイ箸作りとお箸の使い方を競う

②こんにゃく講座

【日時】8月21日(月)午前10時~12時 作り(作ったこんにゃくは持ち帰り) 【費用】650円(材料費)

場1-32-10)

館内)へ。応募者多数の場合は抽選。